

令和2年9月定例教育委員会 会議録

9月定例教育委員会を令和2年9月25日（金）午前9時30分 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 矢野子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 山本文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
上原子ども未来課長 西村企画広報課長補佐
長谷川指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 1名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第21号議案 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について
 - 第22号議案 犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について
 - 第23号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 9月議会について
 - (3) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の対応
 - (5) 学校施設長寿命化計画の進捗状況について
 - (6) 「犬山おあしす(あいさつ)運動」標語 入賞・優秀賞について
 - (7) 10月・11月行事予定表について
 - (8) 議会の議決を経るべき事件
 - (9) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

教育長:	<p style="text-align: center;">開 会</p> ただ今より9月定例教育委員会を開催します。
教育長:	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> 皆さん、おはようございます。随分朝晩涼しくなって参りまして、確実に秋がやって来るなという実感をしております今日この頃であります。本当にこの夏は暑いか雨かというような状況で、大変な時期を過ごしたわけでありましてけれども、今、虫の音が心地よい、そんな感じがしております。 <p>今日、傍聴者は1名です。高木委員、紀藤委員の2名については、今回が最後の定例教育委員会ということになります。高木委員は加藤武司委員の後任として、平成21年12月21日から、今月いっぱいまでということで、ほぼ3期の10年9ヶ月という期間。本当に長い期間、お勧めをいただいたわけでありまして。ありがとうございました。紀藤委員につきましては、大島克己委員の後任として、平成25年5月14日から、今月いっぱいまでということで、2期の7年4ヶ月です。本当にお二人とも長い間、犬山市の教育委員会の牽引役としてお勤めをいただいたことにつきまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。今議会で、紀藤委員の後任として渡邊智治さん、そして、高木委員の後任として木澤和子さんという方が承認をいただきましたので、10月からは、我々の仲間としてご一緒に仕事をさせていただくということになると思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今日は要項に9時半スタート11時までと書いてありますので、11時までには何とか終了したいと思っておりますので、限られた時間ではありますけど、効率的に会を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。この後、前回の定例教の会議録を回させていただきますので、お目通しをいただき、ご署名をくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">第21号議案</p> 第21号議案「犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱」について、事務局お願ひします。
中村課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員を委嘱する必要があるからです。次ページをご覧ください。ま

	<p>ずこの委員会ですが、犬山市の文化財保存活用地域計画の策定に関する事項について審議するために、委員の委嘱をするものです。委員会の開催につきましては、年3回の予定をしております。協議会の女性の比率は11名中女性は4名ですので、36%になります。ここからスタートですので、全て新規の委員さんということでございます。以上です。</p>
教育長:	<p>今提案があったとおりです。これにつきまして何かご意見ご質問がありましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
教育長職務代理者:	<p>全く新しくこの委員会が立ち上がるという把握です。具体的にどんなことをやるか教えていただくと有り難いと思います。</p>
中村課長:	<p>文字通り、文化財の保存と活用について定めていく。これからどうやって守っていくかということなんですが、基本的には文化財保護法の改正に伴いまして、各地域で、こういう各自治体ごとに策定ということで、基本的には県も作るんです。その県の大綱を鑑みて、各地域ごとに定めることが出来るということになっておりまして、今回は国庫事業を活用して、策定させていただくということになります。これは指定未指定問わず、その各地域ごとで、これをしっかり守っていこう、これを活用していこうというような、そういう計画をそれぞれにということで、基本的には2年で考えていたんですけども、国庫の採択の金額が、我々が想定していたところではないため、3年というような形ですおすすめ。やることとしましては、各地域に赴いて、ヒアリングとか現地調査をしながら、この計画を策定していこうと考えております。</p>
教育長職務代理者:	<p>1個1個の文化財ということではなく、地域として見ていくというような感じですか。</p>
中村課長:	<p>そうですね。深掘りができているようなものは、当然深掘りをしていくという形で考えていますけども、改めてその文化財保護のそのものの捜査を深掘りするというイメージではなくて、それをどう守っていく、どう地域の人たちと大切にしていけるかということに、主軸をおいている。そんな計画です。</p>
教育長:	<p>よろしいでしょうか。他にどうですか。</p>
田中委員:	<p>参考までに教えていただきたいのですが、地域計画というものは、例えば教育振興基本計画みたいな中長期的なものなのか、単年度のものなのですか。</p>
中村課長:	<p>目安としましては10年ですが、決まったものではありません。</p>
教育長:	<p>よろしいですか。他にいかがでしょうか。ないようです。 では、第21号議案「犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	<p>異議なし。</p>
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第22号議案の審議に入ります。</p>
<p>第22号議案</p>	

教 育 長:	第 2 2 号議案「犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
上原課長:	犬山市附属機関設置条例第 3 条及び第 4 条の規則により、犬山市要保護児童対策協議会委員を別紙のとおり委嘱するものでございます。この案を提出しますのは、犬山市要保護児童対策協議会委員の一部退任に伴い、補欠委員を委嘱する必要があるからでございます。次ページの委員名簿をご覧ください。今回退任されますのは、警察、司法、人権関係で 2 名の方の退任に伴い、新たに委嘱をするものでございます。また、新たに委嘱します 2 名の方の任期につきましては、前任者の残任期間であります令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までとします。なお、本会議の女性比率は 2 3 . 5 %となります。説明は以上です。
教 育 長:	今提案があったとおりです。ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。特によろしいですか。 では、第 2 2 号議案「犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
第 2 3 号議案	
教 育 長:	第 2 3 号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
上原課長:	犬山市プロポーザル審査委員会規則第 4 条の規定及び犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則により別紙のとおり委嘱するものでございます。この案を提出いたしますのは、先日 9 月定例議会にて可決されました、保育業務支援システム導入事業につきまして、導入のための業者選定を公募型プロポーザル方式で行うため、委員の委嘱をするものでございます。次ページをご覧ください。委員は 8 名で、任期は 9 月 2 5 日から審査委員会終了までとします。審査委員会は 9 月下旬と 1 1 月上旬の 2 回開催予定です。女性比率は 6 2 . 5 %となります。説明は以上です。
教 育 長:	今提案があったとおりですが、ご意見ご質問があるようでしたらお伺いしたいと思います。特によろしいですか。 では、第 2 3 号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
通信及び請願	
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
協議・連絡	
教 育 長:	協議・連絡に移ります。

	「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長：	資料No.1をご覧ください。期間は令和2年8月13日から9月11日承認分です。承認した件数は5件で、全て継続事業です。そのうち2件が学校教育課、3件が文化スポーツ課となります。事業名は「第56回尾張地区吹奏楽祭」「県民文化大祭典2020 郷土・ゆめ・ふれあい祭り in 犬山」「第5回犬山カジュアル学術討論会」「犬山二十歳の集い2021」「ふれあいコンサート犬山公演」でございます。それから、中止延期の連絡を受けた事業ということで、これは全て新型コロナウイルスの影響で、中止となったものでございますけれども、こちらの表の4件となります。それから不許可にした事業が1件ございまして、「小学生仕事読本お仕事ノート」ということで、新規の事業です。不許可にした理由ですが、犬山市教育委員会後援名義使用承認等取扱要綱第3条2項第4号に基づきまして、営利を目的とするものに該当すると判断したため、不許可にいたしました。以上です。
教育長：	ただ今説明があったとおりです。何かご意見ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。
紀藤委員：	不許可になった事業ということで、初めて連絡をいただいたのですが、今後もこういうことがあれば、定例教育委員会に提出するということですか。今までは不許可はなかったですか。
長瀬課長：	今まで不許可にしたものはないと思われまして。今回これを不許可にした理由ですが、営利目的に該当するということで判断させていただきました。この株式会社中広さんからいただいた資料をこちらで確認したところ、「リブル」という各世帯に配布される冊子がありますが、その中にお仕事ノートは20万円を中広さんに支払えば作るという記載があります。その関係で中広の担当の方に確認したところ、20万円の目的について、会社の人件費など会社の利益になると思われる項目がございました。無料で作って配布したいというお話だったのですが、20万円の根拠が不明確で、営利目的ではないかという判断のもと不許可にさせていただきました。
教育長：	子ども達に配布するのは無料ですけど、冊子を作るのに企業から20万円の寄附をいただいて作る。したがってその冊子には企業の名前が載ると。これは営利目的の可能性が非常に高いのではないかということで、このような判断をしたわけです。今後も、許可したものも不許可にしたものも報告します。他にどうでしょうか。
教育長職務代理者：	「尾張地区吹奏楽祭」についてですが、中学校が参加するものですか。今年はなかなか発表する機会がないのでどうかと思ひまして。
長瀬課長：	私立の高校及び公立高校の吹奏楽祭と聞いています。ほとんどが高校ですが、今年のパンフレットによりまして、一宮市立の中学校が2校入っていました。
教育長：	他に何かありますか。特にないようですので、次へいきます。

	「9月議会」について、事務局お願いします。
中村部長:	<p>私から9月議会についての報告をさせていただきます。お手元には、一般質問の答弁内容一覧表というものが、事前に資料として配布をさせていただいていると思いますが、本9月議会には、議案としては教育部関係で8つの議案を上程し、全て原案可決、或いは同意、認定ということになりました。項目だけ紹介させてください。「犬山市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正」で、西公民館の廃止の上程をいたしました。次が「犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」で、子ども未来課関係のものです。教育委員の任命を2名。一般会計の補正を2件。犬山城の特別会計の補正を1件。そして9月の一般会計及び特別会計の決算の認定という議案を上程し、先ほど申し上げた通り、原案可決、或いは同意、認定ということになりました。これが議案関係の報告です。</p> <p>続きまして、一般質問については、お手元の資料で教育部関連のものが抜粋してございますけれど、今回はボリュームが多いので、1つ1つの説明は省略をさせていただきます。令和2年6月議会に比べまして、教育部関係の質問が多くありました。平成2年6月議会で教育部が答弁をしたのが全体の16%だったのですが、今回は42%でした。すみませんがそれぞれの質問の要旨要点については、資料記載のとおりですので、ご質問をいただくという形でお答えができればと思いますので、よろしくお願いします。以上です。</p>
教育長:	<p>これは嘘も隠しもない、実際に議場でやりとりされたことです。最後のページをご覧くださいますと、ご存知の方もおみえになります。なかなかストレートに申し上げることは難しいわけですが、教育委員会としては誠意ある対応をしたというつもりでいますけれども、どうも一部の保護者にそういう受け止め方がされていなくて、ある議員の方にご相談に行かれて、保護者とこれについては、これ以上大事にしないと約束をしたにも関わらず、これが議場という場で公になってしまった。非常に私としても、どんな理由があろうと保護者と約束したことがこんな形でオープンになってしまったことについては、大変心を痛めている状況であります。いろいろとこれについてもご質問になられたいことがおありでしょうけど、ひょっとしてここで答えられないことは、場を改めてとは思いますが、何かご質問があるようでしたら、差し支えない程度でお答えさせていただこうかなと思います。いかがでしょうか。</p>
堀委員:	これで納得されておしまい、ということになりましたか。
教育長:	<p>これは納得されてみえないし、私も納得していません。ですからこれで終わらせるつもりはない。言わばなし、言われっぱなしで終わらせるつもりはないと。それこそ保護者全体の総意で、こういう対応をしてきたわけですが、その中の一部の方のご意見を聞いて、それがあたかも全員の意見のようにおっしゃった。また質疑の中で、誤認をされている部分もあるものですから、それについては議事録に残るものですから、</p>

	<p>きちっと対応していただきたいと思ひますし、そのまま言ひっぱなしで済ませてしまつてははいけないと思ひしておりますので、何かの形で、悪い言ひ方ですが、けじめはつけていただきます。</p>
堀 委 員:	<p>こういうことに限らず、声が大い人、多数ではなくてもお一人の強い意見を、議員さんとは言わないですけど、そういうところに話に行つて大事になってしまうのは、案外いろんなところで起きうることなので、こういう件については難しいと思ひます</p>
教 育 長:	<p>一般的にこういうことがあれば、先ずは議員さんであれば、教育委員会の私に、実はこんな話があるけれどどうなのと。これはオープンには出来ませんが、こういうことがあつてこういう状況ですと、ご理解いただけるように説明するのですが、おそらくあの方の中ではそういったものではなくて、この場で自分がこうという書かれたとおりに演じられたという。ごめんなさい。こんな場で本当は言つてはいけない。もう一つは、これは事実なんです、ヒアリングと言つて、一般質問の内容を誤つて捉えてはいけませんので、議員さんと事務局の人間でやりとりをするんです。これについては場を変えて、情報交換できればいいと思ひます。次へいきます。</p> <p>「令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>資料No.3をご覧ください。今月の認定についてですが、申請者8名、内、認定者7名で認定児童生徒数は9名です。1名の方については、所得超過で不認定ということになりました。集計表をご覧ください。9月25日審査日の認定者数は小学校6名、中学校3名合計9名になっております。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>今説明があつたとおりです。これについて何かご意見ご質問はおありでしょうか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の対応」について、事務局お願いします。</p>
神谷主幹:	<p>新型コロナウイルスで陽性が判明した子どもが出た場合に、その学校名を公表して参りました。そのことに関して、フェーズが変わつてきたということもあつて、市としてゼロベースで、もう一度見直してみてもどうかということが話題になっています。本日は資料なしに、たたき台なしに、教育委員の皆様のご意見を拝聴したいと思つて提案をいたします。お願いします。</p>
教 育 長:	<p>議会でも2名の方が質問しておみえです。今まではこうだつたという資料があると、それがベースになってしまうので、資料は出さなかつたと思ひます。児童生徒が感染した場合に学校名を公表したほうがいいのか、公表しない方がいいのか。ゼロベースで考えてくれということですので、今までこうだつたということは全く度外視して、ご意見をお伺いしたいと思ひます。</p>

奥村委員：	僕は、学校名は公表した方がいいと思います。市内の児童生徒が7千人いて、7千人の親がうちの学校は大丈夫かと思った時点で、各学校や教育委員会に一気に電話などで聞こうすると、学校の機能はパンクすると思います。不安に思うという時点で、学校名の公表は必要かなと思います。もう一つは、教育委員会として学校の施設を閉鎖させるということでは、案内は必ず必要だと思います。例えば土日でも、学校開放などで体育館など使われていますが、閉めなくてはいけないので、学校を公共施設として閉鎖するということで必要だと思います。通常、例えば、図書館を何かあったら閉鎖する場合にお知らせするのと同じということです。
教育長：	はい、ありがとうございます。順番にお聞きしてよろしいですか。では、紀藤委員。
紀藤委員：	奥村委員の言われるように、公表した方がいいと思います。個人情報に関することは、公表できないと思いますけど、予め学校名の知らせがあれば、詮索しないのではないかと思います。保健所にお聞きしたら、3日間経っていたら菌は死滅しているので、通常の消毒でいいから、例えば土日挟んで、月曜日から再開できるという話でした。今だんだんと皆さんが思っているほど、一般の人はナイーブではないのではないかなと思います。本当に神経質だったのは3月4月5月辺りで、7月8月は東京都の数を100人、200人と聞いても、保護者の声を聞いていても、誰も驚かないんですよ。そういう情報は、変な詮索を受けないようにするために、予め公表した方がいいと思います。
教育長：	はい、ありがとうございます。高木委員。
教育長職務 代理者：	本当にデリケートな問題だと思います。結論から言いますと、私も公表した方がいいのではないかという意見です。あらぬ情報が流れてもいけませんし、そもそも思うのは、市町によって対応が違うということがあります。極論かもしれませんが、もう少し大きな組織の中で、ガイドライン的なものを本当は出してもらえるといいのではないかというのが本音のところですよ。
教育長：	はい、ありがとうございます。小倉委員。
小倉委員：	私も公表した方がいいと思います。噂ってすごく広がるので、きっと内緒にしても、うちの学校で出たよということで、絶対広がっていくので、それだったら公にして、きちんと対応していますということを明らかにした方がいいと思います。もちろん個人の情報、何年生にとか、そういうのはその時々学校の状況によると思いますが、今、私たちが生活する中で、拾わないほうが無理じゃないですけど、風邪を拾うように拾う可能性があるという怖いなという部分と、余りにも長くなったので、慣れてきてしまったところもあるんですけど、すごく怖いものだったのが、少し見えるようになったので、もっと対策をしようとか気をつけようとかということも含めて、公表してもらったほうがすっきりす

	<p>ると思います。</p>
<p>教育長:</p>	<p>はい、ありがとうございます。堀委員。</p>
<p>堀委員:</p>	<p>もし、自分の子どもがコロナにかかったと考えた時、学校名が公表されてもされなくても、なったものはなったもので知る人は知るものだから、公表されてもいいのかなということはありますが、コロナに対して今は皆さん、結構穏やかになってきていますけど、まだ人によっては、すごく敏感な方もいらっしゃるので、すごく差が大きいような気がします。やっぱり前提としては、子どもや親をきちんと守ると言いますか、学校の中でそういうことに対しての偏見をもたないとか、きちんとした対応を取るということがきちんと前提にないと、公表はさせられない。でも、どっちにしてもわかってしまうと思います。</p>
<p>教育長:</p>	<p>はい、ありがとうございます。田中委員。</p>
<p>田中委員:</p>	<p>学校名を公表するしないの前に、コロナの社会というものについてずっと考えていて、その中でこの場合どうするか。半年間考えて、出では修正するという繰り返しでした。校名の公表をするしないというところをゼロベースでということですが、事務局のスタンスはどうなのかというのがあったので、それも踏まえて考えました。公表しなくてもいいのではないかとということがあるということなのですが、校名を公表することのデメリットがかなり大きい、実際現場で困ったことが起きているということであれば、それを踏まえた上で決定してもいいのかなと思いました。ただ、学校名を公表した上で、その上の対応をやっていくしかないと思います。どこかの学校区で起きた時に学校を知りたいと思う一方、知らなくてもいいかなというふうに思って、身近の学校で起きても遠くの学校で起きても、どちらにしても気をつけなければいけない。対応することは変らないはずなんですね。そう考えると公表しなくてもいいように思いますけど、ただ逆に、公表しても別に問題ないかなと思います。今回、学校現場で何が必要なのかと考えた時に、感染症であったり、ウイルスと細菌の違いとか、ウイルス自体どういう性質のものなのかとか。そういう知識は、もう少し学校現場で教員自身が勉強すべきだと思いますし、教員自身があまり知らないからこそ不必要に恐れたりするわけです。そういうものをしっかり勉強し、或いは小学生や中学生であれば、コロナウイルスはこういうものだから、正しく恐れるとよく言われますけど、そういう教育をしっかりとした上で、子ども自身が不必要に差別偏見をしないという、教育で抑えていくしかないと思います。教育の部分で出来ることをやった上で、校名を公表した上で、では、インフルエンザの場合はなぜ校名を公表しないのか。他のウイルスとの比較で、なぜコロナウイルスは校名を公表するのか。おそらくわからないことが多いからこそ公表すべきなのかと思うので。公表した上でデメリットは何か、この場合はこうすると考えていくのが妥当なのか。すみません。結局まとまらないのですが。</p>

<p>教 育 長:</p>	<p>結局、学校名を公表すると個人が特定されてしまって、誹謗中傷、或いはいじめの原因になるのではないかとというのが原因だと思いますが、僕の考えを言わせてもらいます。私は個人情報には最大限の配慮が必要だけれども、公共の福祉、つまり感染予防拡大を最優先に考えなくてはいけないと思います。従って犬山市の教育委員会は、これまでそんな趣旨で学校名の公表が2件ありました。ただしこれについては、議会も学校名を公表する必要があるのかと、ご意見があったものですから、当時と状況が違う。今少しずつわかりつつありますが、まだ全容は解明されていないですけど。一度今後の公表についても、見つめ直して考えてもらうことも必要かなということでお伺いしたわけですが、事務局の方は何かありますか。</p>
<p>神谷主幹:</p>	<p>校長、それからPTAの代表の方にはお声をかけて、3点について聞かせていただいています。1つ目は、学校名の公表をするべきか。2つ目、ウイルスは3日で死滅するというようなことがわかってきていることから、臨時休業を行わなくて、即、学校が開くことができるようになってきています。ですから臨時休業の措置がない場合には、学校からの発表をしない。つまり陽性者が出ても何もなかったようにする。3つ目は、臨時休業を行わなければいけない場合には、お休みの理由を付け加えつつ、当該校の保護者のみに伝えるという、この3つを聞きました。校長で公表した方がよいという方は2名でした。公表しない方が、運営しやすいというのが逆に12名ということです。理由はさまざまでした。それから、陽性者が出た時に臨時休業がなければ、学校名を公表しないという、これについては、5名の方がやっぱり自分の学校の保護者にはお伝えした方がいんじゃないかということをお話されました。それから3番目の臨時休業がある場合に、当該校の保護者に伝えたいというのは全員の方が、今まで通りするべきだろうということです。</p> <p>それからPTAの会長を中心として意見を聞いていただきました。短期間でしたので、多くの保護者の意見が集約されているかどうかは、ちょっと疑問ですけども、代表であるPTA会長には、聞いていただいています。PTA会長は、校長とほぼ同じような、聞く人が聞く人ですので、それになっているのかもしれませんが、逆にやっぱり公表すべきだと、校長の意見とは違って、保護者としては公表して欲しいという、先ほどの教育委員さんからのようなご意見もありました。校長よりは、そういう意見が多かったように思います。以上です。</p>
<p>紀藤委員:</p>	<p>今は、該当する学校の保護者には、知らせているんですよ。</p>
<p>神谷主幹:</p>	<p>現在は陽性者が出ると、学校名を公表することになっています。市のホームページで学校名を公表しますし、学校からも同じように陽性者が出たのでこういう措置を取りましたという連絡が行くことになっています。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>今現在は当該校以外にも、教育委員会のホームページで、どこどこ学校で陽性者が出たということを公表します。ですから、学校は学校で、</p>

	<p>休業や濃厚接触者の有無について伝えていきます。今後こういうことは頻繁に起こると思います。だとした時に、いずれわかるという話もありましたが、公表したほうが良いという考えもあれば、あえて全部に知らせなくても該当校の保護者にだけ知らせれば良いのではという声もあり、なかなか判断が難しいところなんです。でも一つの措置を取らなければいけない。今、教育委員さんのご意見を聞くと公表したほうが良いというご意見が多数だったと思います。ただ校長の意見を聞くと、公表しなくてもいいのではないかという意見が多いと思います。最終的にこういう意見が出ましたということを含めて、市で対策本部会議が開かれますので、その場で最終的にどうするかという結論は、いただくかなと思っています。現時点では、どこどこ学校で陽性者が出ました。まずは3日間休業措置を取って、校内の消毒をする。3日間の間に対象規模、学級か学年か全校か、どれだけの期間を臨時休業にするかを決めて、保護者に伝える。こういう対応が、ずっと今のところ続いてきている状況ですが、どうするのが一番いいのかどうかは、なかなか判断に迷うところですけど。</p>
奥村委員:	<p>実際に2件陽性者が出て公表した事例がありましたが、何か大きな問題はあったのでしょうか。</p>
神谷主幹:	<p>大きな問題になっているかどうかは、SNS等見えない部分もありますが、われわれが掴んでいる範囲ですと、南部中学校が公表された後に、一部の子どものラインの中で、誰かな誰かなみたいなことはあったようです。またその子達のグループは良心的なグループで、保護者が確認できる状況でしたので、いち早くそれがわかり、学校から「誹謗中傷等に繋がるようなことはやめようね」というお手紙を出すことになりました。大きな問題になったという事案ではないですけど、そういうことで対応はいたしました。</p>
教育長:	<p>公表しないと、どこの学校だということで、デマが流れる可能性がありますよね。次に学校がこもらしいということになると、誰だ誰だということになりますよね。どちらにしても、そういうことは起こり得るだろうなということだと思います。私が思うには、教育委員会が隠蔽しようとしている、隠そうとしているとか。だったらもっとオープンにして、「ここで発生したからみんな気をつけてようね」と言ったほうが、実際に発信者から聞くのと、全く別のところから聞くのとでは、受け止め方が違いますよね。いろいろ迷うところですよ。ただ今のところ、大きな問題は出ていないということです。</p>
神谷主幹:	<p>公表してもしなくても、これは小牧とか春日井とかの学校が実際にやっている方法ですけど、公表しない。だけれども、当該校にはお知らせしていますという前提があります。ですからこれ、結果は同じなんです。公表してもしなくても、お知らせしたかしないかという伝達がいっているわけだから、結局、公表していることと同じで、ゴールは同じなんです。ゴールが同じならば、大変な重要情報資産を、どこで切り分けして</p>

	<p>お伝えするかどうかというところで考えた時に、校名を公表しなくても、伝わることは伝わる。それから一般施設だからというご心配もありましたが、学校の開放は夜間開放ぐらいのことなので、それは学校から許可を出してやっているところなので、そこには使えませんというお知らせができるので、封鎖には繋がることのできるというふうを考えることもできるかなと思いました。</p> <p>校長から聞き取ったのは、賛成か反対かだけではなくて、どんなことがあったかということから聞きました。そうすると、当該校、陰性になったので、表沙汰になってない子ども達の学校の校長の意見は、やはり切実なものがあります。我々、その子ども達とか保護者と接しない、電話でやりとりをしない立場では、公表がいいかなあというふうに思う部分とはちょっと違って、現実その子が不登校になっていくんじゃないとか、たとえ陰性でも、「お母さんは陽性だったんだよね」と言われてしまったりだとか。そのようなことが、いち早く起きることを防ぎたいかなという。どちらにしてもわかっていくんだけれども、そんなことを書き連ねている方が多かったです。ちなみに犬山市として決めていくと、小中学校だけではなくて、教育委員会の範疇でいけば子ども未来課も関係してくると思うので、そこも聞いていただいていると思うのですが、小中学校とは集約意見が違うようなことを聞いています。</p>
子ども子育て監：	<p>小中学校と同じように、保護者の代表の方と園長に聞き取りをしました。保護者の代表の方で、市として園名を公表してもいいという方は37名、公表しないという方が30名でした。公表しないという方の中には、当該園の保護者には公表して欲しいという意見もありました。園長の14名は、公表するが8名、公表しないが6名でした。保護者の方の意見と同じように、市全体に公表するのではなく、該当する園の保護者にだけ知らせるといった意見がありましたので、そこを加味しながら協議していかなければいけないと思っております。</p>
教育長：	<p>最終的に犬山市としてどうするか。そして教育委員会としてはどうして欲しいかという辺りを参考に、対策本部会議でご検討いただきますけれど、今、教育委員さんからいただいた意見を、教育委員会としてはこんな意見もあると参考にさせていただきます。</p>
紀藤委員：	<p>今日のニュースで、これはコロナではないですが、食中毒が岐阜のほうであって、園名が報道されているのですが、例えば犬山市は、食中毒であれば報道関係者に知らせるのですか。質問があれば答えるのですか。</p>
長瀬課長：	<p>私がこの所管の課に来てからは食中毒はないのですが、私も勉強不足ですので栄養士に確認します。</p>
教育長：	<p>コロナについては、保健所から副市長辺りへ性別と年代のみの連絡がきてただけで、情報がありませんでした。コロナは正体がわからないので、感染したら大変だという意識が当初はありました。かかったら亡</p>

	<p>くなってしまうという心配もありました。日本国内だけをみると、インフルエンザの感染者数のほうが毎年多いし、インフルエンザの死亡者数のほうが多いわけですが、扱いはコロナは1人でも感染者が出たら、先ずは休校になるわけですが、インフルエンザはそんな措置は取らないですね。扱いが違うわけです。</p>
紀藤委員:	<p>インフルエンザも保健所に連絡していて、ネット上で愛知県の感染者数も見ることができます。コロナの関係は、年代や性別が公表されていますが、個人の公表はいいのですが、学校名を公表するしないというのは、最初は学校の保護者にも全然知らせないと思ったら、それは知らせていく。そうすると自然に広がっていくということですね。それをあえて市のホームページに学校名の公表をするかどうかということですね。</p>
神谷主幹:	<p>私の説明が悪かったのかもしれませんが、少し認識が違うような気がいたしましたので、もう一度言います。公表しないというのは学校からも公表しないということです。</p>
教育長:	<p>学校名を公表するとなると、市のホームページも学校から保護者へも公表します。公表しないというのは、市からの従来の性別、年代のみの公表で、臨時休校がなければ該当校から保護者への連絡もしません。3つ目は、市からは性別、年代のみの公表ですが、該当校が保護者に対して陽性者が出ましたということを公表するということです。例えば、50代女性が感染したという情報が流れても、今は感染者が出たなというぐらいですよ。</p>
紀藤委員:	<p>最初に可児市のスポーツジムで出た時には、犬山市の子ども達も通っているということで施設の名前も公表しましたね。今はだんだん公表も変わってきているかな。公表についても、時が流れていったらどのようになっていくかを考えながら、公表については考えていけばいいのかなといろんなことを聞きながら思いました。</p>
教育長:	<p>スターバックスなどお店が店名を公表してもいいというのは、注意喚起のために公表されたと思います。世の中全体として、かかったからといって差別に繋がるような、そういう風潮を作っていないということが一番大事なことです。それが無いという大前提だったら、公表してもいいという気持ちになります。</p>
教育長職務代理者:	<p>議論を聞きながら、神谷先生の報告を聞きながら思ったのですが、私は第三者的な意見を、今、言ったかもしれませんが、子ども達を預かる校長先生の立場と言うなら、公表しないほうが多いということを知ると、やっぱりその思いというのは重いんだなということを感じました。だからやっぱり十分に校長会の理解を得ながら、教育委員会がこうだからだけでは、進めるのはちょっと、どうなのかなというか。教育長がさっき言われたように、隠そうとしたとか、そういう意味合いでは決してなくて、子ども達を思うが故の意見だろうなと思いましたので、十分に議論していただきたいというのが私の感想で</p>

	す。
堀 委員:	全く同じですが、私たちの考えと現場の先生の考えは、やっぱり随分違いますよね。私も現場にいたら、公表なんてとんでもないと。やっぱり目の前の子どものこと、親のことを思うと。だから、先ほどおっしゃったみたいに現場の声というのは、やっぱり大事にしなければいけないという気持ちです。偏見とかがないというのが前提ですけど、まだまだありますよね。それを実際に見て、感じられているのかもしれないし、そう思うと現場の声を大事にしないではいけないと思いました。
田中委員:	市民に伝える情報なのか、関係者だけで共有していいことなのか。例えば学力テストの点数は、市民に公表することではなくて、関係者だけ知っていればいい情報だからということ。要は情報の性質として、コロナに感染したことはどう捉えればいいか。そもそも学校の裁量や自治体の裁量に任されていること自体がおかしいと思う。学校の現場の先生の主観であったり、教育委員の市民としての考えであったりということではなく、政府レベルの専門家の意見が、どれぐらい尊重されるべきかという議論になっていますけど、コロナウイルスに感染したことは、自治体レベルで、その情報をどう扱っていいもいいですよということ自体がおかしいのであれば、県なり厚労省なり文科省なりで統一見解を、専門家や科学的根拠を基に、こういう理由だから公表すべきもの、こういう理由だから公表する必要がないということ、もう少し引き上げていいのかなという気がしました。そのことも含めて、対策会議で市のほうで議論されると思います。科学的な専門家の意見で、だからここまでやる必要はないですとか、或いは市民の医学系だけではなくて、市民的な感情としてはこういう状況だから、このようにやることは行政として正しい判断ということ。結局、自治体だけでは決められないということで僕はいいのかなと思いました。
教 育 長:	これについては、いろんな考えがあり、多分、高木委員も堀委員も強くこうしなきゃいけないというお立場ではなかったのかな。学校現場の状況をお聞きになられて、現場がそう言っているのなら公表しなくてもいい。そういうものかなと思う。どうしてもこうすべきだ。こうしなくてはいけないというものであれば別ですけど、実際どうしたらいいか迷ってします。皆さんのご意見は上にお話をして、協議したいと思います。
長瀬課長:	先ほどの食中毒の対応については、文科省から、学校給食衛生管理基準というのが来ていまして、「集団発生した際の措置については、保護者に対してはできるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること」と書いてあるので、該当校に連絡を下さいという記述がありますが、学校名を公表しなさいという記述はないです。
教 育 長:	これについては、ここで一区切りつけたいと思います。では、次へいきます。 「学校施設長寿命化計画の進捗状況」について、事務局お願いします。

長瀬課長：	資料No.5をご覧ください。これは昨年度もお話をさせていただきましたが、学校の施設整備の進捗状況についてです。長寿命化計画の別表になりますが、色別でこの進捗状況をお示ししています。令和元年度以前に実施済みのものは水色で表しています。昨年度の工事については、南部中学校の非構造部材の改修工事。それから今井小学校の屋根防水工事。それから東部中学校の屋根防水の3ヶ所を行っています。令和2年度は、薄緑色の4箇所について工事を行っています。来年度については薄黄色で示した部分を実施したいと思っていますので、よろしくお願ひします。以上です。
教 育 長：	今説明があったとおりですが、何かお聞きになりたいことはございますか。実は、犬山南小学校のプロポーザルに向けてのスタートがされまして、本年度末で楽田小学校が完成をしますけれど、終了と同時に犬山南小がスタートします。よろしいですか。では次へいきます。 「犬山おあしす（あいさつ）運動」標語 入賞・優秀賞」について、事務局お願ひします。
山本課長：	資料No.6をご覧ください。今年度の「犬山おあしす（あいさつ）運動」の標語の入賞者一覧です。こちらは、犬山市青少年健全育成市民会議という団体が中心となりまして、挨拶運動を盛り上げていくために、小学校の4年生から6年生を対象に標語を募集するものです。募集については夏休みの期間に行いました。例年ですと、夏休みの課題ということで扱われておりましたが、今年度はコロナで夏休み期間が短縮されたということで、課題ではなく募集をネット上で行いました。また公共施設等に応募用紙を配布して、募集をしたわけですけど、例年1200点位応募があるのですが、今回は少なく全体で66作品ということでございました。その中で優秀賞8作品、入選が14作品ということで決定しましたので、ご報告いたします。また例年ですと、商工振興祭の中で優秀賞、入選作品については表彰式を行っていましたが、今年度は商工振興祭が同様の形で行わないと聞いておりますので、賞状等は各学校を通してお渡ししていただくということで、現在準備をしております。以上です。
教 育 長：	今説明があったとおりです。この件について何かご意見ご質問があればお伺ひします。ないようですので、次へいきます。 「10月・11月行事予定表」について、事務局お願ひします。
長谷川主事：	それでは資料No.7をご覧ください。10月につきましては前回、お知らせしましたので、変更分のみお知らせいたします。10月の変更ですが、10日土曜日ですが、管内駅伝大会のみ内容を縮小して実施をして、駅伝大会の県大会、西尾張大会については実施をいたしません。それから11月ですが、学校訪問が10月同様に入ってきますが、16日月曜日の城東小学校が最終となります。あと中学校の中間テスト、それから11月後半につきましては、合唱発表会が入ってきます。11月より学供の実習室の開放も再開されます。最新版の年間計画も載せましたので、ご確認ください。

教 育 長:	<p>後期の学校訪問のスタートは、10月15日犬山北小学校で、最終は城東小学校が11月16日ですね。前期と同じように、公開授業だけですので、ご都合のつく方は来ていただいて、無理にどうこうということはありません。これについて、何かよろしいですか。ではないようですので、次へいきます</p> <p>「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。 非公開になりますので、傍聴の方のご退室をお願いします。</p>
	<非公開>
教 育 長:	<p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p> <p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応として、加害保護者に事実を伝えるということがあるが、保護者はどのような反応をされるか。 ・一般的には受け入れられない方と、申し訳ないという方と大きく2つに分かれる。事前に子ども達と学校がどれだけ話をして、子どもが反省に至っているかによってご家庭の反応も違ってくる。 ・小さなことでも家庭に報告することが大切。小まめに家庭と学校が連絡を取りあうことが大切だ。 ・校内で情報共有を図るだけでなく、犬山市全体でも他の学校の事例の共有を図ると良いと思う。 ・市全体で、他の学校の事例を共有する会議がある。
	自 由 討 議
教 育 長:	<p>自由討議に移ります。発言はありますか。</p> <p>○修学旅行や自然教室の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のところは事故なく実施できている。 ・残念ながらコロナウイルスが心配で、参加できなかったという児童生徒はいる。
	そ の 他
教 育 長:	<p>総合教育会議のテーマ及び日程について、お願いします。</p>
西村課長補佐:	<p>11月に開催します総合教育会議の件で2点お知らせとお願いがあつて参りました。一つは、会議で議題とするテーマについて、もう一つは日程調整でございます。</p> <p>先日、総合教育会議の進め方につきまして、こちらの方で、市長と打ち合わせを行いました。そこで、議題とするテーマにつきまして、市長と確認を行ったところです。まず、会議の進め方についてですが、前回は、ズームというアプリケーションを使いまして、リモートでの会議で開催をさせていただいたところですが、今回につきましては、十分な対策を施した上で、皆様にお集まりいただきまして、会議室での開催をさせていただく予定で考えております。</p>

	<p>テーマにつきまして、市長の方からは2点、話がありました。1点目、時期としましては、予算編成に入っていく段階になりますので、令和3年度の教育委員会の予算について、教育委員会としての主要な事業について意見交換を行うとともに、昨年度の監査の指摘事項を振り返りながら、ガバナンス、マネジメント、そういった部分について共有する。そういった場にしたいというのが1点目です。2つ目のテーマとしまして、文化スポーツについてです。前回は、文化財の活用についてというテーマで、意見交換を行いましたけれども、今回は、文化スポーツについて、委員の皆様と意見交換を行いたいということで、市長のほうからはこの2点についてのテーマが挙がっております。委員の皆様からも、総合教育会議の場を使って、こうした話がしたいというテーマがありましたら、どうぞご提案いただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして日程調整の件です。現在、候補日として3日間上がっております。案の1、11月18日の水曜日午前10時から。案の2、11月19日の木曜日、午前9時30分から。案の3、11月20日金曜日、午後1時から。こちらの3案を予定しております。改めて10月1日にお集りになると伺っておりますので、その日に決定をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、予定の確認と議題とするテーマ提案と、あわせてよろしくお願いしたいと思います。企画広報課からは以上です。</p>
教育長:	<p>ご予約の確認をお願いします。それから、テーマが2点ありました。予算のことと文化スポーツのことですが、日頃からお感じになっていることだとか、ご自分の周りの方からお聞きになってみえることがあって、ぜひ市長に伝えたい。或いは教育委員も含めて協議がしたいということがあれば、ぜひこの場でご提案をいただきたいと思います。何かこれについてお聞きになりたいことはありますか。ないようです。ではよろしくお願いたします。他に何かありますか。</p>
中村部長:	<p>1点報告があります。いぬやまランニングフェスティバル、読売犬山ハーフマラソンを毎年開催しておりますが、今年度は中止とさせていただくことになりました。コロナの影響でございます。以上です。</p>
教育長:	<p>他に何かありますか。</p>
長谷川主事:	<p>前回、6月以降の不登校・不登校傾向の児童生徒について、6月以降に改善が見られた生徒のその後の様子ということで、お話いただきましたので、調べましたのでご覧ください。6月以降、不登校又は別室登校から教室に登校出来るようになった人数ということで、昨年度の欠席状況と比較しまして、好転が○、変化なしが一、悪くなったのが△になっております。これを見ますと中3が非常に多いということから、推測ですが、中3になって進路等を考えて登校するようになったということも考えられますし、4月5月が休校だったので、6月から全ての生徒がリセットして行きやすくなったということも考えられるかなと思っております。</p>

	<p>が、あくまでも推測ですので、今後も様子を見守っていきたいと思っております。以上です。</p>
教育長：	<p>はい。よろしいですか。ひとつご相談申し上げることがございました。選挙管理委員長の石田芳弘さんが教育委員の方達と、ぜひ主権者教育について話し合いをしたいと持ちかけられていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、最後になりましたお二人の委員さんから、ご挨拶いただきます。</p>
教育長職務代理者：	<p>最初に教育長さんからお話ありましたが、10年9ヶ月、その間時代遅れの発言をしたり、的外れな発言をしてしまったなど反省をしております。逆に今は、ほっとした自分がいることも確かです。お話があった時には、現場にいたこと、それから民間に立場を変えたことも含めて、両方の立場を知ってみえるから来てくれないかというお話でした。自分の中でも、現場にいたことはもちろんですし、当時は保存会の役員をしておりましたので、歴史まちづくりの方とも繋がりがありました。それから体育協会の理事もしておりましたので、当時の社会教育課との繋がりもあったものですから、何らかの力になれないかなということでお受けしました。ただ、受けたのはいいですが、当時は話題の多い犬山市教育委員会でしたので、議会で承認を受けたら、すぐに翌日の朝刊に市内葬儀社役員みたいなことが出て、メールは来るわ、電話はかかって来るわでびっくりした覚えがあります。いざ、定例教に出席してみますと、テレビ局や傍聴の方が結構多かったという思いをしました。当時はまだ46、7歳でしたので、60近い校長先生から、お前みたいなものが教育委員だなんてと言われてたりして、とんでもないことを引き受けたのではないかという思いがありました。ただ、この約11年の間に犬山の教育を間近に見ることができまして、教員を辞めた時に、学校に関わることはもうないなと思っていましたので、貴重な経験をすることが出来ました。本当に有り難い思いでいっぱいでございます。何よりもここにお見えになる委員の皆さんはもちろんですけど、事務局の皆さん、もう会うこともないと思っていた、かつて一緒に仕事をさせてもらった同僚の先生方に学校訪問等でお会いすることが出来て、自分自身出会いというものがものすごく大事だなと思っています。邂逅という言葉が大好きですので、この年になっても自分を成長させたいという思いが、人より強いのかなと思います。それに一番近いのが人との関わり、出会いが一番なのではないかなと思っておりましたので、たくさんの出会いがあって、有難い有意義な11年間であったと思っています。最後になりますが、近くに住んでおりますし、本業で庁舎へはよく参りますので、見かけられたら気軽に声をかけていただくと有難いと思います。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。</p>
紀藤委員：	<p>私は、大島委員さんがご病気で、その残任期間から始まって約7年半勤めさせていただきました。その間には教育委員会条例を作らなければ</p>

	<p>いけないとか、最初はこんな仕事をしに来たのかなと思ながらも、私自身は犬山市の教育には1回も携わっていないので、犬山の教育は外から見ていた立場です。素晴らしい教育をやっているという研究発表会などには参加させていただいて、ずっと過ごしてきました。教育委員になるきっかけが、一宮の教育を知っているから是非なってほしいということを言われました。私自身は木曽川中学校を最後に退職しましたが、木曽川中学校に3回赴任しました。教諭、教頭、校長の時代と3回赴任する中で、教頭時代は合併の擦り合わせ。その中ですごく苦勞をして、合併した時に校長で戻っていろいろやってきました。一宮と丹葉の違い、それぞれ市町によって全部違う。人と人が知恵を出し合って、いろんな進め方をしているからです。やはり人づくりは人がすべきであって、いろんな考えを持ち寄って皆で出し合えば、素晴らしいものができると思っています。私自身、現職で幼稚園教育をやっておりますので、いろんなことをここで逆に学んでいたような気がします。皆さんのおかげでいろんなことを知って、行政の方がこういうことで苦しんでいるとか、文化スポーツ課の関係で、文化の大切さも凄くわかってきました。幼児教育を通して、今、私が体験したこと、ここで学ばせていただいたことを役立てていきたいと思っています。市町は違いますけど、またそういう仕事ができればと思いながら今日を迎えました。本当に皆さんによって、私自身が育てていただいたような気がして、教育委員会の委員としては、何の働きも出来なかったのかなと、そんな反省をしております。どうもありがとうございました。</p>
<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>これをもちまして、9月定例教育委員会を終了（11：23）させていただきます。</p>

【次回開催】 定例教育委員会 10月30日（金）15：00 401会議室

上記会議録の顛末を記し、相違ないことを証するためにここに署名する。

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

記 録 者